

## 障害児(通所・入所)給付費の算定に係る体制等に関する届出書 必要書類一覧

名称	様式	児童福祉法	
		〔障害児通所 児童発達支援 放課後デイ 保育所等訪問〕	〔障害児入所 福祉型 医療型〕
1 障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書	様式第5号	○ ※1	○
2 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表		○	○
3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	参考様式5	○ ※2	○
4 組織体制図		○	○
5 事業所の指定に係る記載事項(※3)	付表1~7(通所)(※4) 付表8、9(入所)	○	○
6 届出が必要な各種加算の届出書	各種様式	○	○
7 従業者の資格証(写)		○ ※5	○ ※5
8 従業者の実務経験証明書(原本)	参考様式7	○ ※5	○ ※5

※1 医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定を行う場合は別途届出が必要となります。

※2 職種名は障害児通所支援等に係る指定基準上の名称を記載してください(「サービス管理責任者」「支援員」等といった障害福祉サービス事業の職種名を記載しないこと)。

※3 付表1~9の「添付書類」欄に書いてある書類(定款、登記簿謄本、事業所平面図等)については提出不要です。上記の○がついている書類のみ提出してください。

※4 障害児通所支援事業所に係る多機能型事業所である場合(例:児童発達支援と放課後等デイサービスを実施)は、付表7及び7の2も提出してください。

※5 加算の算定に必要な資格(児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士等)を持つ従業者に関しては、再度県に資格証(写)や実務経験証明書(原本)の提出をお願いします。ただし、一度資格証(写)や実務経験証明書(原本)をご提出いただいている場合は提出は不要です。